

## ○横手市スポーツ競技大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ選手を育成し、及びスポーツ団体等によるスポーツ活動を支援し、もってスポーツの振興を図るため、横手市を代表してスポーツ競技大会に出場するスポーツ選手が所属するスポーツ団体等に対する横手市スポーツ競技大会出場補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、横手市補助金等の適正化に関する規則（平成17年横手市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる国際的な規模及び水準で開催されるスポーツ競技大会（以下「国際大会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック大会
- (2) パラリンピック大会
- (3) 競技別世界選手権大会
- (4) アジア競技大会
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認めた国際大会

2 補助金の交付対象となる全国的な規模及び水準で開催されるスポーツ競技大会（以下「全国大会」という。）は、県、東北ブロック等本市を含む地域を対象とする地区予選会を経て開催されるもの又は明確かつ厳正な基準のもとに推薦されたものが出場するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体が主催するもの
- (2) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催するもの
- (3) 都市対抗で開催されるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか全国規模で組織された団体が主催するものと市長が認めたもの

3 補助金の交付対象となる東北規模のスポーツ競技大会（以下「東北大会」という。）は、小学校の児童又は中学校の生徒である者（以下「児童等」という。）が出場するものであって、県等本市を含む地域を対象とする地区予選会を経て開催されるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するスポーツ競技大会は、補助金の交付対象としない。

- (1) 交流又は親睦が主たる目的であると認められるもの
- (2) 横手市の他の補助金の交付を受けるもの

- (3) 大会主催者等からの補助があるもの
- (4) 日帰りによる参加ができると認められる市町村で開催されるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか補助金を交付することが適切でないと市長が認めたもの  
(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる団体は、団体競技に出場する市内に活動の拠点を有するスポーツ団体等又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校とする。

- 2 補助金の対象となる個人は、個人競技に出場する横手市に住所を有する者とする。
- 3 補助対象者の範囲は、大会要項等の規定により選手登録された者（団体にあつては、監督、コーチ等を含む。）とする。ただし、スポーツ団体等（児童等による選手で構成される団体に限る。）又は小学校若しくは中学校において当該登録された者の数が20人を超える場合は、20人を上限とする。
- 4 補助金の交付は、同一年度において1人1回限り（小学校、中学校及び児童等を除く。）とする。ただし、補助金の交付対象となったスポーツ競技大会において入賞等し、及び当該スポーツ競技大会の上位のスポーツ競技大会に出場する場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ競技大会要項等の規定による参加費
  - (2) スポーツ競技大会開催地までの往復の交通費
  - (3) スポーツ競技大会主催者等が定め、又はあつせんする宿泊料を基準として算出する宿泊費相当額
- 2 前泊又は後泊する場合における前項第3号の宿泊費相当額にあつては、試合日程等を勘案し、市長が認めた場合は、対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 国際大会に出場した場合における補助金の額は、次の各号の開催地の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、対象経費の範囲内とする。

- (1) 国外 1人当たり50,000円
  - (2) 国内 1人当たり30,000円
- 2 スポーツ団体等（児童等による選手で構成される団体を除く。）が全国大会に出場した場合における補助金の額は、次の各号の開催地の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、対象経費の範囲内とする。
- (1) 東北地区以外 300,000円
  - (2) 東北地区 50,000円
- 3 高等学校が全国大会に出場した場合における補助金の額は、5万円を上限とし、対象経費の範囲内とする。

4 スポーツ団体等（児童等による選手で構成される団体に限る。）又は小学校若しくは中学校が全国大会に出場した場合における補助金の額は、同条第3項の補助対象者の範囲について次の各号に定める額を合算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の参加費
- (2) 第4条第1項第2号の交通費に3分の2を乗じて得た額
- (3) 第4条第1項第3号の宿泊費相当額に3分の2（県北で開催されるものにあつては2分の1）を乗じて得た額

5 一般社会人（第3条第2項の個人であつて、高等学校の生徒である者又は児童等でない者をいう。）が全国大会に出場した場合における補助金の額は、次の各号の開催地の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とし、対象経費の範囲内とする。

- (1) 東北地区以外 30,000円
- (2) 東北地区 10,000円

6 高等学校の生徒である者が全国大会に出場した場合における補助金の額は、上限を1万円とし、対象経費の範囲内とする。

7 児童等が全国大会に出場した場合における補助金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の参加費
- (2) 第4条第1項第2号の交通費に3分の2を乗じて得た額
- (3) 第4条第1項第3号の宿泊費相当額に3分の2（県北で開催されるものにあつては2分の1）を乗じて得た額

8 スポーツ団体等（児童等による選手で構成される団体に限る。）小学校若しくは中学校又は児童が東北大会に出場した場合における補助金の額は、1人当たり上限を1万円とし、対象経費の範囲内とする。

（交付申請）

第6条 補助金を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、第2条の規定による補助対象大会が終了した日から起算して1月を経過する日又は当該補助対象大会が開催された年度の3月31日のいずれか早い日までに横手市スポーツ競技大会補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められた場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 領収書等の写し
- (3) 地区予選会等結果がわかるもの

(4) 補助対象大会の大会要項等大会の概要がわかるもの

(5) 補助対象大会の結果がわかるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか参考となるべき書類

3 第1項の申請は、団体である場合にあつては当該団体の代表者が、個人かつ未成年者である場合にあつては当該個人の保護者が行うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定による実績報告は、第6条に規定による補助金の交付申請があつたときに当該申請書によりなされたものとする。

(補助金の請求)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月22日から施行する。

(横手市補助金等交付要綱の一部改正)

2 横手市補助金等交付要綱（平成17年横手市告示第10号）の一部を次のように改正する。

3 この告示は、平成27年2月 1日から施行する。

4 この告示は、令和2年4月1日から施行する。